

次期「北海道医療計画」 骨子（案）

「新たな北海道医療計画」（仮称）	現 行 計 画
<p>第1章 基本的な考え方 第1節 計画の趣旨 1 計画策定の趣旨</p> <div data-bbox="241 460 1045 581" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容> ○ 医療計画に関する根拠法令と作成の趣旨を明示</p> </div> <div data-bbox="241 623 1045 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><道計画記載予定の内容（ポイント）> ● 本道におけるこれまでの地域の医療提供体制の確保等に係る取組（北海道地域保健医療計画の策定、地方・地域センター病院制度の創設、北海道地域医療構想、北海道外来医療計画、北海道医師確保計画の策定等） ● 近年の医療を取り巻く環境 ● 道民の医療に対するニーズ ● 今後の医療提供体制の充実等に向けた方向性など</p> </div> <p>2 基本理念</p> <div data-bbox="241 1160 1045 1323" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容> ○ 基本方針との整合性に留意の上、都道府県における基本的な理念を記載。</p> </div> <div data-bbox="241 1365 1045 1694" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><道計画記載予定の内容（ポイント）> ● 医療機能の分化・連携を通じた効率的な質の高い医療提供体制の構築 ● 在宅医療・介護の充実等による地域包括ケアシステムの深化・推進 ● 医療従事者の確保・養成 ● 住民・患者の理解促進（情報提供） など</p> </div> <p>第2節 計画の位置づけ及び性格</p> <div data-bbox="241 1777 1045 1941" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容> ○ 計画の位置付け、他の計画と医療計画との関係を明示</p> </div> <div data-bbox="241 1982 1045 2312" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><道計画記載予定の内容（ポイント）> ● 医療法第30条の4に基づき、北海道の医療提供体制の確保を図るために策定する計画 ● 北海道総合計画（H28（2016）年度～令和7（2025）年度）の施策別計画 ● 本計画の推進当たって、関係する他の計画や施策との連携のあり方など</p> </div> <p>第3節 計画の期間</p> <div data-bbox="241 2395 1045 2516" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><国指針の内容> ○ 計画の対象期間を記載。</p> </div> <div data-bbox="241 2558 1045 2801" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><道計画記載予定の内容（ポイント）> ● 計画期間は、令和6～令和11年度の6年間 ● 在宅医療その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更。</p> </div>	<p>第1章 基本的な考え方 第1節 計画の趣旨 1 計画策定の趣旨</p> <p>2 基本理念</p> <p>第2節 計画の位置づけ及び性格</p> <p>第3節 計画の期間</p>

第4節 計画の圏域

- 1 第一次医療圏の設定とその考え方
- 2 第二次医療圏の設定とその考え方

<国指針の内容>

- 二次医療圏の設定に当たっては、地理的条件等の自然条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療（三次医療圏で提供することが適当と考えられるものを除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として認定。
人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討。
なお、設定の見直しを検討する際は、二次医療圏の面積や基幹となる病院までのアクセスの時間等も考慮。
- 設定を変更しない場合には、その理由（地理的条件、当該圏域の面積、地理的アクセス等）を明記。
- 構想区域に二次医療圏を合わせることも適当。

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 二次医療圏については、現行の21医療圏を維持。（5月18日開催の地域医療専門委員会において了承）
- 「設定変更を行わない理由」及び「検討の経過」の記載については、本委員会において協議していただく。

3 第三次医療圏の設定とその考え方

第5節 基準病床数

1 療養病床及び一般病床の基準病床数

<国指針の内容>

- 療養病床及び一般病床に係る基準病床数については、二次医療圏ごとに、医療法施行規則第30条の30第1号に規定する算定式に基づいて算定。
なお、全国平均で9割以上の患者が居住する都道府県内において入院加療を受けている現状を鑑み、特に必要とする場合にのみ、都道府県間で調整可能とする。その際、基準病床数の算定は、医療機関所在地に基づいた値を用いる。

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 療養病床及び一般病床に係る基準病床数については、二次医療圏ごとに、医療法施行規則第30条の30に規定する算定方法に基づき算定。
- 今後、本委員会において協議していただく。

2 地域医療構想における必要病床数

3 精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数

<国指針の内容>

- 精神病床に係る基準病床数、結核病床に係る基準病床数及び感染症病床に係る基準病床数については、都道府県の区域ごとに、医療法施行規則第30条の30第2号から第4号に規定する算定式に基づいて算定。

第4節 計画の圏域

- 1 第一次医療圏の設定とその考え方
- 2 第二次医療圏の設定とその考え方

3 第三次医療圏の設定とその考え方

第5節 基準病床数

1 療養病床及び一般病床の基準病床数

2 地域医療構想における必要病床数

3 精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 精神病床に係る基準病床数、結核病床に係る基準病床数及び感染症病床に係る基準病床数については、北海道を一つの区域として、医療法施行規則第30条の30に規定する算定方法に基づき算定。
- 今後、本委員会において協議していただく。

第2章 地域の現状

第1節 地勢と交通

- 1 北海道の地域的状況や特殊性
- 2 交通機関の状況
- 3 生活圏

<国指針の内容>

- 地域の特殊性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏等を記載。

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 面積、地形、気候等
- 空路、航路、鉄路、道路
- 生活圏

第2節 人口の推移

1 人口構造

<国指針の内容>

- 人口、年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数等を記載。（推移、将来推計を含む）

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 人口推移及び将来人口推計
- 年齢三区分別構成割合
- 世帯構造別構成割合
- 高齢者のいる世帯構造別構成割合 など

2 人口動態

<国指針の内容>

- 出生数、死亡数、平均寿命等を記載。（推移、将来推計を含む）

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 出生数及び合計特殊出生率（全国・北海道）の推移
- 死亡数の推移
- 主な死因の割合（男女別）
- 周産期死亡率
- 乳児死亡率
- 平均寿命の推移 など

第3節 住民の健康状況

- 1 生活習慣の状況
- 2 生活習慣病の有病者・予備群の数等

<国指針の内容>

- 生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備軍の数などを記載

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 生活習慣の状況

第2章 地域の現状

第1節 地勢と交通

- 1 北海道の地域的状況や特殊性
- 2 交通機関の状況
- 3 生活圏

第2節 人口の推移

1 人口構造

2 人口動態

第3節 住民の健康状況

- 1 生活習慣の状況
- 2 生活習慣病の有病者・予備群の数等

(運動週間の状況、食生活の状況、休養、飲酒の状況、喫煙の状況などの記載を予定)

- 生活習慣病の有病者・予備群の数
(高血圧の状況、脂質異常の状況、糖尿病の状況、肥満とやせの状況などの記載を予定)

第4節 患者の受療動向等

- 1 患者の受療動向
- 2 患者数
- 3 病床利用率
- 4 病床種類別の平均在院日数

<国指針の内容>

- 入院・外来患者数(二次医療圏の流出入状況を含む。)、病床利用率、平均在院日数等を記載

<道計画記載予定の内容(ポイント)>

- 患者の受療動向
(入院患者、外来患者の受療動向)
- 患者数
(1日平均の外来患者数、在院患者数)
- 病床利用率
(一般病床、療養病床)
- 病床種類別の平均在院日数
(一般病床、療養病床)

第5節 医療提供施設の状況

- 1 病院
- 2 診療所
- 3 助産所
- 4 薬局
- 5 訪問看護事業所

<国指針の内容>

- 病院(施設数、病床種別ごとの病床数)、診療所(有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数)、薬局、その他を記載

<道計画記載予定の内容(ポイント)>

- 病院
(病院数の推移、病床種別ごとの病床数の推移、開設者別病院数)
- 診療所
(有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数の推移、有床診療所の病床数の推移)
- 助産所
(施設数の推移)
- 薬局
(薬局数の推移)
- 訪問看護事業所
(施設数の推移)

第6節 医療従事者の年次推移

- 1 趣旨

<道計画記載予定の内容(ポイント)>

- 北海道の労働人口の推移や病院従事者数の変化などの総論を記載

- 2 医師・歯科医師・薬剤師の状況
- 3 看護師・准看護師の状況
- 4 保健師・助産師の状況

第4節 患者の受療動向等

- 1 患者の受療動向
- 2 患者数
- 3 病床利用率
- 4 病床種類別の平均在院日数

第5節 医療提供施設の状況

- 1 病院
- 2 診療所
- 3 助産所
- 4 薬局
- 5 訪問看護ステーション

第6節 医療従事者の年次推移

- 1 趣旨

- 2 医師・歯科医師・薬剤師の状況
- 3 看護師・准看護師の状況
- 4 保健師・助産師の状況

- 5 歯科衛生士の状況
- 6 主な病院従事者の状況

<国指針の内容>

- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師
- 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- その他の保健医療従事者
診療放射線技師、臨床検査技師・衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士等
- 介護サービス従事者

計画記載予定の「その他の保健医療従事者」

- 理学療法士
- 作業療法士
- 医療社会事業従事者
- 管理栄養士
- 診療放射線技師
- 臨床検査技師・衛生検査技師
- 視能訓練士
- 言語聴覚士
- 臨床工学技士
- 義肢装具士
- 歯科衛生士
- 歯科技工士

- 5 歯科衛生士の状況
- 6 主な病院従事者の状況

第3章 5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

第1節 趣旨等

- 1 趣旨
- 2 公的医療機関等の役割
- 3 社会医療法人の役割

<国指針の内容>

- 公的医療機関等や独立行政法人（国立大学法人を含む。）が開設する医療機関の役割や公的医療機関等及び独法医療機関と民間医療機関との役割分担を踏まえ、医療提供施設相互間の機能分担及び業務連携を記載。
- 社会医療法人については、救急医療等確保事業において積極的な役割を図ることとしていることから、認定を受けた事業全てにおいて社会医療法人であることを明確に記載することが重要。

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 公的医療機関等の役割
5 疾病・6 事業及び在宅医療に係る公的医療機関や独法医療機関の役割等を記載
- 社会医療法人の役割
制度の周知、普及に加え、へき地医療等の積極的な事業の推進について記載

第2節 がんの医療連携体制

<国指針の内容>

- がん診療連携拠点病院等をはじめとした医療機関の相互の連携による、保健、医療及び介護サービスが連携継続して実施される体制の構築が必要。

第3章 5 疾病・5 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制の構築

第1節 趣旨等

- 1 趣旨
- 2 公的医療機関等の役割
- 3 社会医療法人の役割

第2節 がんの医療連携体制

1 現状

- 1 現 状
- 2 課 題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

<国指針の内容>

○ 地域包括ケアシステムの構築を進める上で、歯科医療機関は地域の医療機関等との連携体制を推進する等、地域の実情を踏まえた取組を行うことが重要。特に、近年は、口腔の管理が誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されていることから、各医療連携体制の構築に当たって、歯科医療や歯科医療従事者が果たす役割を明示するとともに、入院患者や在宅等で療養を行う患者に対する医科歯科連携等を更に推進することが必要。

◆ 北海道歯科医師会等と協議

9 薬局の役割

<国指針の内容>

○ 地域において安全で質の高い医療を提供するためには、薬物療法についても入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築することが重要。このため、地域の薬局では、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携した患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが必要。

◆ 北海道薬剤師会等と協議

10 訪問看護事業所の役割

<国指針の内容>

○ 住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすためには、24時間切れ目のない医療サービスが提供されるとともに、医療機関と居宅等との間で、療養の場が円滑に移行できることが必要。そのため、在宅において、患者の医療処置や療養生活の支援等のサービスを提供する訪問看護事業所の役割は、重要。高齢多死社会を迎え、特に今後は在宅においても、看取りや重症度の高い利用者へ対応できるよう、訪問看護事業所間や関係機関との連携強化、訪問看護事業所の事業所規模の拡大等の機能強化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が必要。

また、日常的に医療を必要とする小児患者への対応についても、医療・福祉サービスを提供する関係機関との連携を強化するなど充実することが必要。

◆ 北海道看護協会等と協議

※ 8～10については、以下の第3節～第13節も同様。

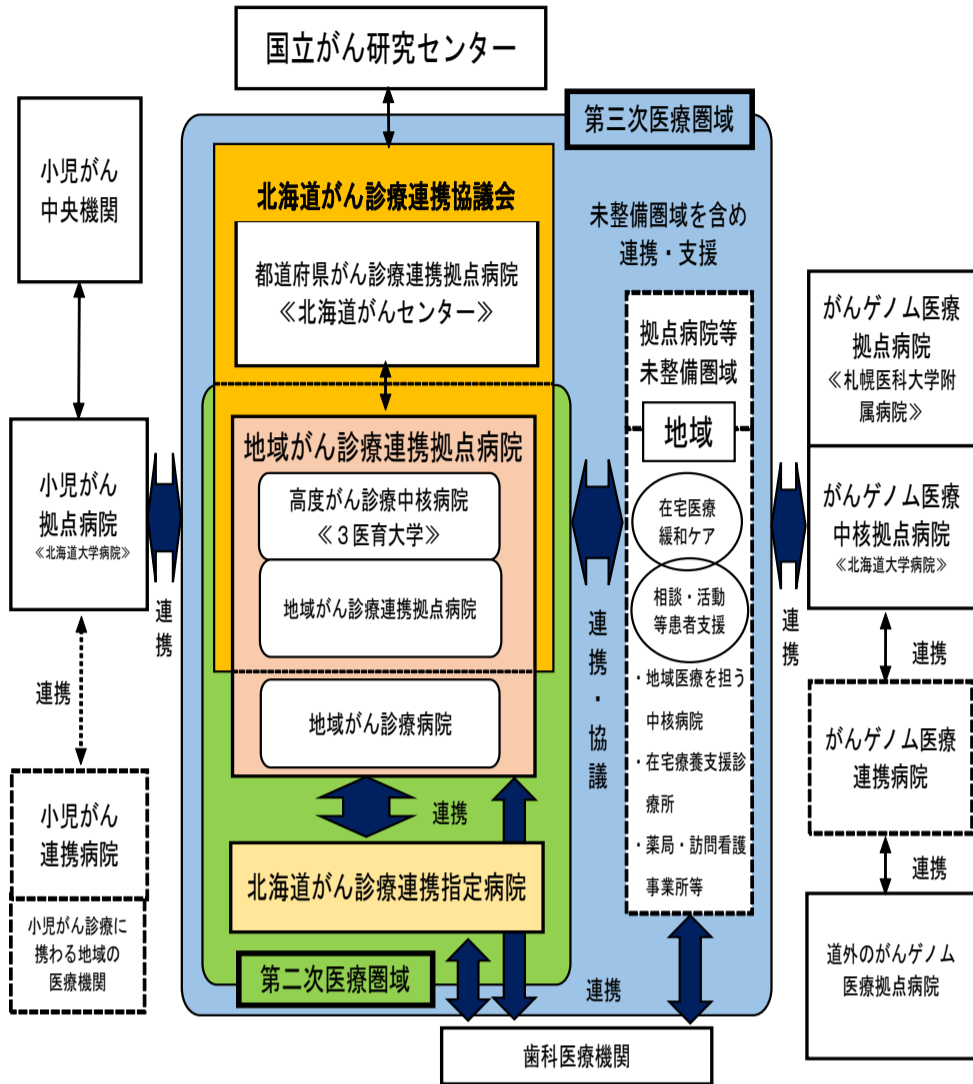
- 2 課 題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

9 薬局の役割

10 訪問看護ステーションの役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- ◆ 「総医協地域保健専門委員会」において協議
- ※北海道がん対策推進計画の見直し



第3節 脳卒中中の医療連携体制

<国指針の内容>

- 発症後、速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制の構築が必要。
- 病期に応じたリハビリテーションが一貫して実施可能な体制の構築が必要。
- 急性期以後の医療機関における診療及び在宅医療の強化が必要。
- デジタル技術等を活用した医療体制の整備が必要。

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

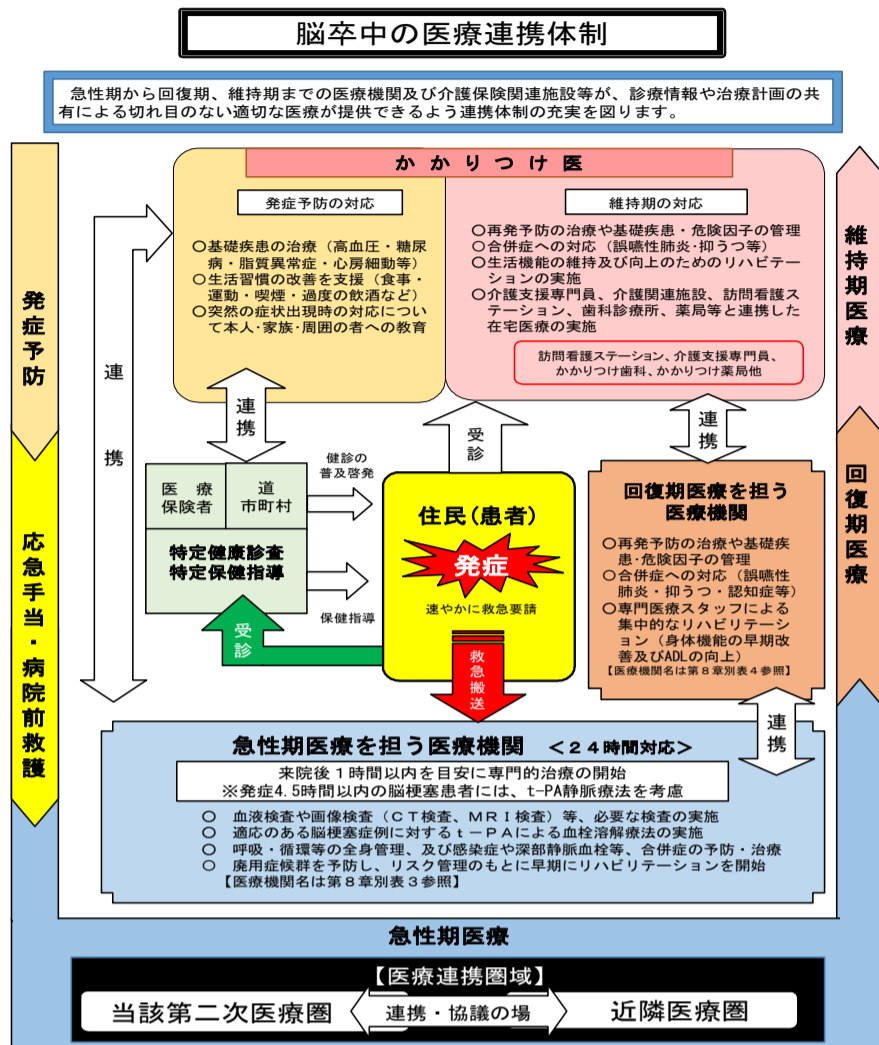
<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- 急性期から回復期、維持期まで切れ目のない適切な医療提供体制の構築
- 回復期・維持期における多職種と連携した疾病管理及び生活機能の維持・向上
- デジタル技術等を活用した連携体制の推進
- ◆ 総医協地域保健専門委員会循環器疾患対策小委

第3節 脳卒中中の医療連携体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割

員会において協議
 ※循環器対策推進計画の見直し
 ※北海道健康増進計画（すこやか北海道21）の見直し



第4節 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

<国指針の内容>

- 発症後、速やかな救命処置を実施し、疾病に応じた専門的な治療につなげることが可能な体制の構築が必要。
- 合併症予防や在宅復帰を目的とした心血管疾患リハビリテーションが可能な体制の構築が必要。
- 急性期以後の医療機関における診療及び在宅医療の強化が必要。
- デジタル技術の活用による、効率的な連携や業務の効率化の推進が必要。

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
 - 回復期・維持期における多職種による包括的なリハビリテーションを患者の状態に応じて実施
 - 緩和ケア、アドバンス・ケア・プランニングの推進
 - デジタル技術等を活用した連携体制の推進
 - ◆ 総医協地域保健専門委員会循環器疾患対策小委員会において協議
- ※循環器対策推進計画の見直し

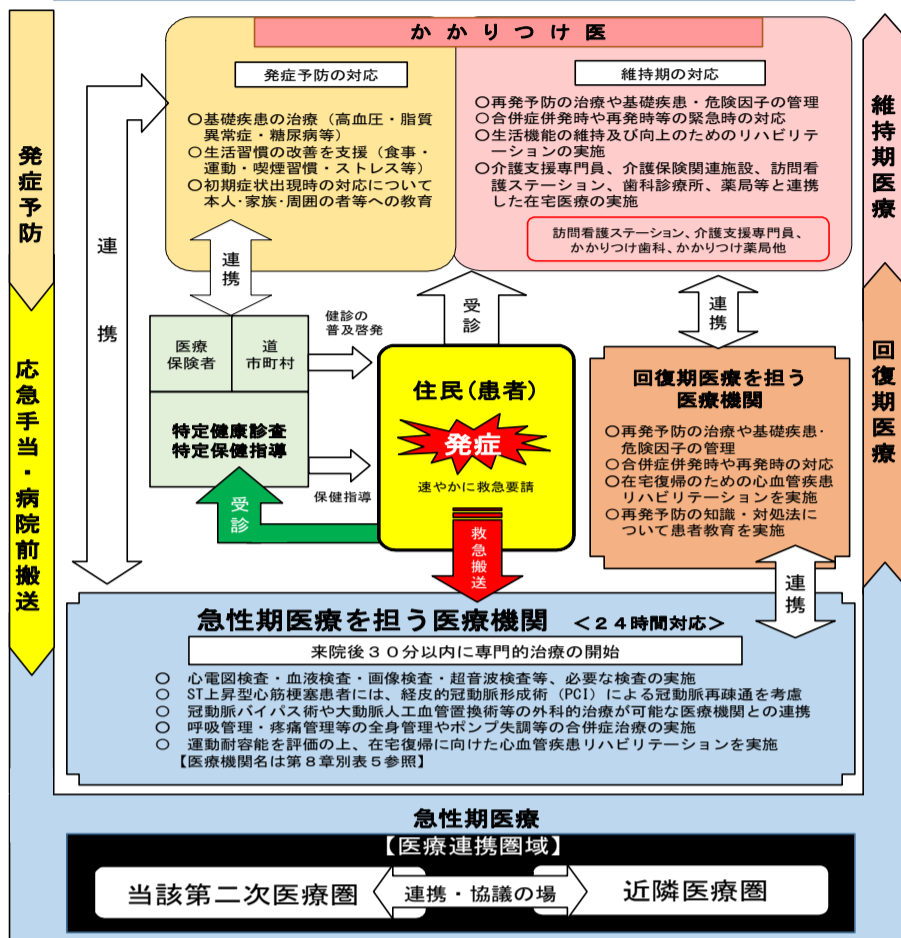
第4節 心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割

※北海道健康増進計画（すこやか北海道21）の見直し

心血管疾患の医療連携体制

急性期から回復期、維持期までの医療機関及び介護保険関連施設等が、診療情報や治療計画の共有による切れ目のない適切な医療が提供できるよう連携体制の充実に努めます。



第5節 糖尿病の医療連携体制

<国指針の内容>

- 発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築が必要。
- 診療科間連携及び多職種連携の取組強化が必要。
- 糖尿病未治療者・治療中断者を減少させるための取組の強化が必要。

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

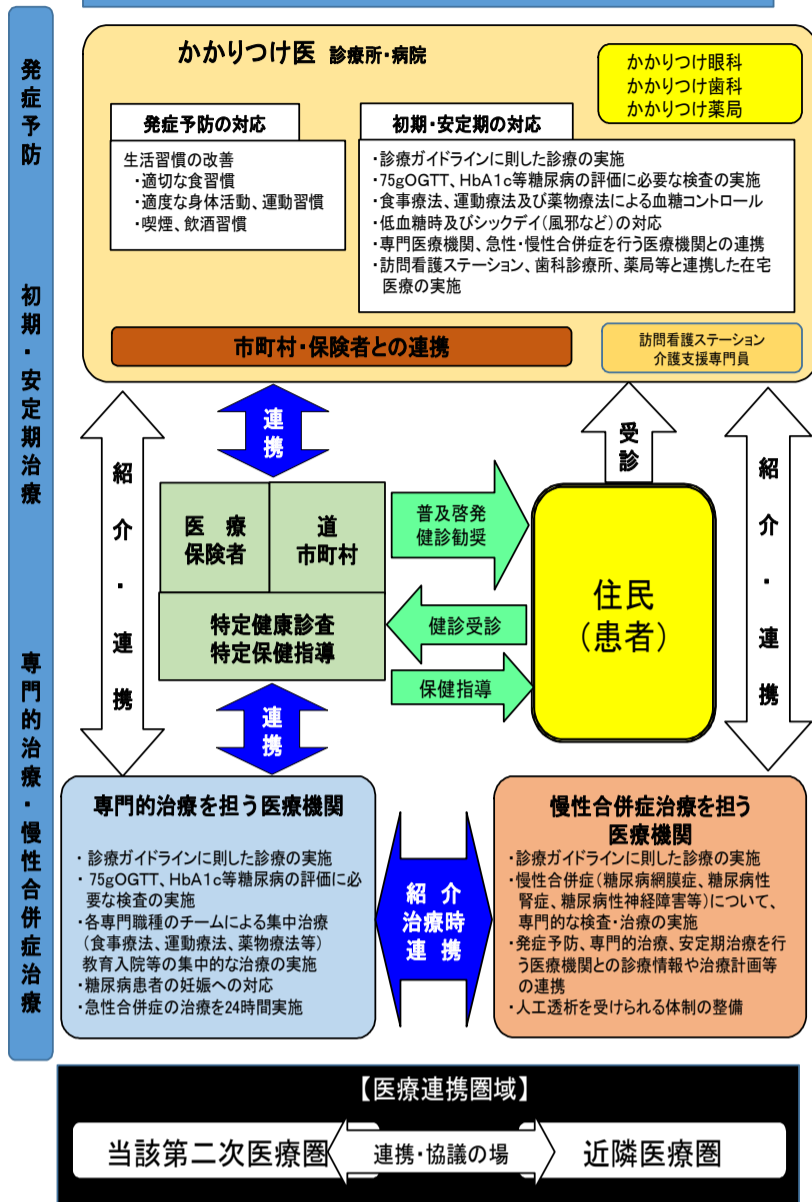
- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- 発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防に向けた診療科間連携及び多職種連携
- 糖尿病未治療者・治療中断者を減少させるための取組推進
- ◆ 総医協地域保健専門委員会糖尿病対策小委員会において協議
 - ※北海道健康増進計画（すこやか北海道21）の見直し

第5節 糖尿病の医療連携体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割

糖尿病の医療連携体制

発症予防から安定期、慢性合併症等に応じた適切な医療を提供するため、診療情報や治療計画の共有に努めます。



第6節 精神疾患の医療連携体制

<国指針の内容>

- 精神疾患にも対応した地域包括ケアシステムの構築と多様な精神疾患等にも対応できる医療連携体制の構築の推進。
 - ・安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制を構築
 - ・医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備
- 政策効果以外の要因と、政策効果の要因を勘案した将来推計。
- 「普及啓発、相談支援」「地域における支援、危機介入」「診療機能」「拠点機能」の視点から、それぞれストラクチャー・プロセス・アウトカムに関する指標例の設定。

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 精神疾患等14領域について、現状、課題、必要な医療機能、数値目標等、数値目標等を達成するために必要な施策、医療連携圏域の設定課題、

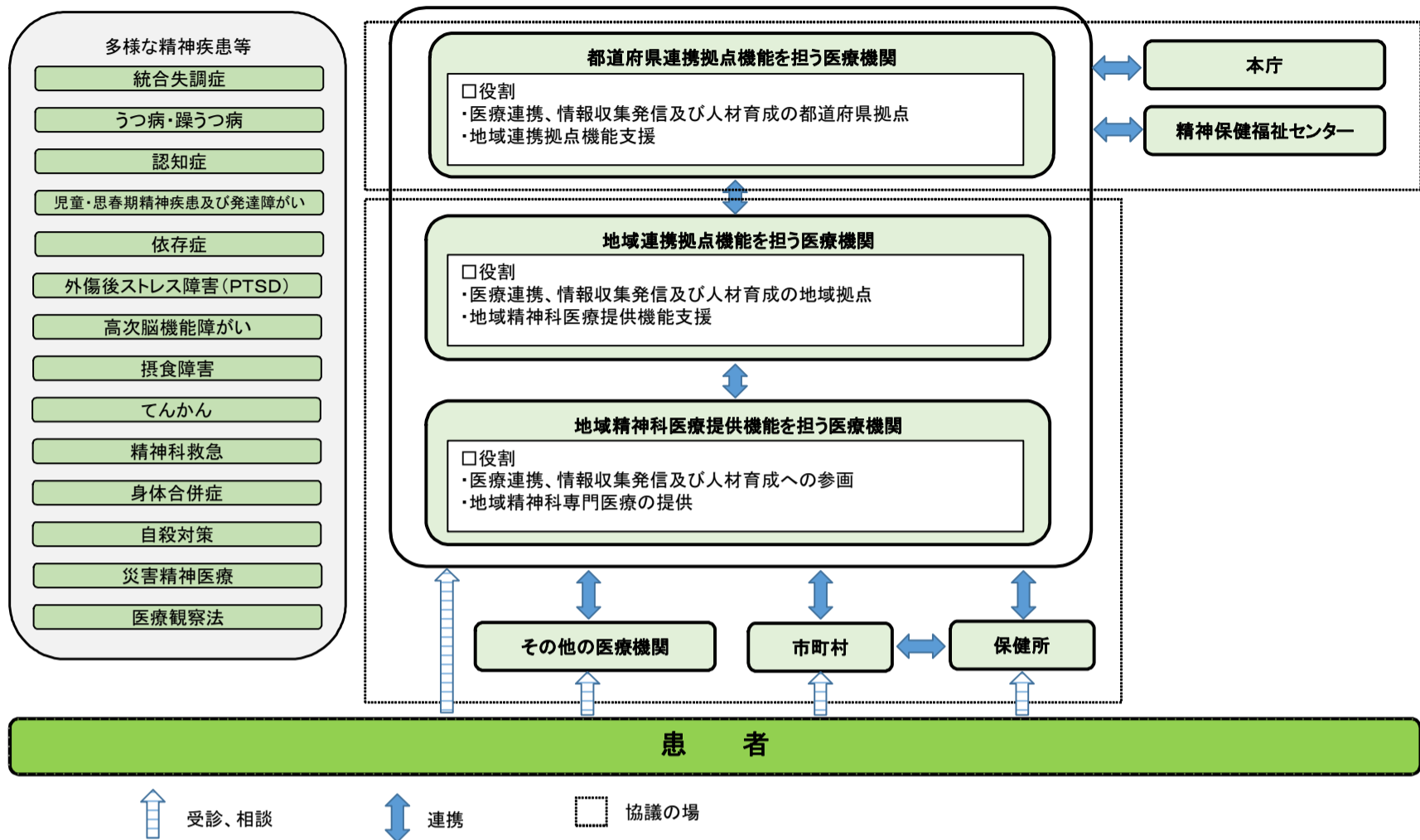
第6節 精神疾患の医療連携体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割

具体的な医療機関名を記載

◆ 精神保健福祉審議会計画部会において協議

精神疾患の医療連携体制



第7節 救急医療体制

<国指針の内容>

○ 救急医療資源に限りがある中で、増加傾向にある需要に対応しつつ、より質の高い救急医療を提供するためには、地域の救急医療機関が連携し、地域が一体として小児救急、周産期救急、精神科救急を含め、全ての救急患者に対応できる救急医療体制を構築することが重要。

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

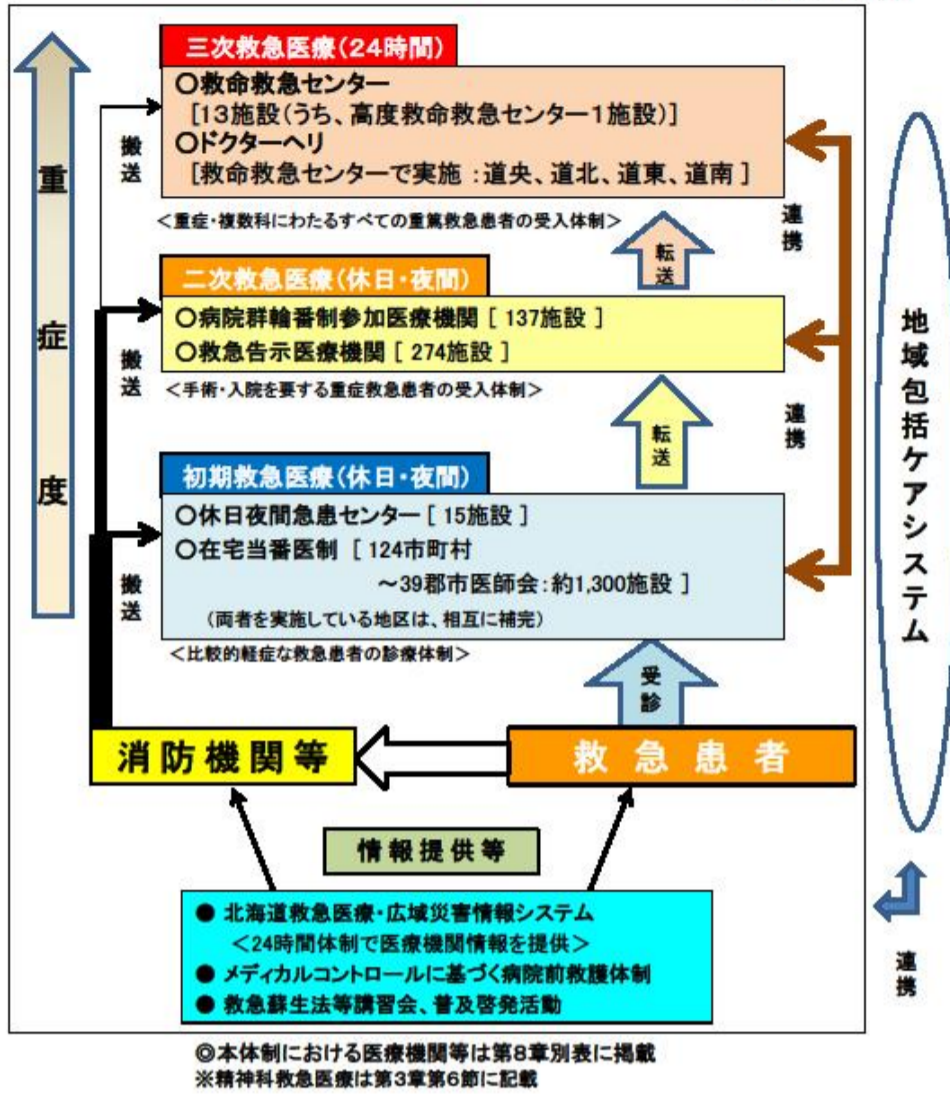
- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- 増加する救急搬送を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化
- 居宅・介護施設の高齢者が、自らの意思に沿った救急医療を受け入れられるような環境を整備
- ◆ 総医協救急医療専門委員会において協議

第7節 救急医療体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割

救急医療連携体制

(令和5年4月現在)



第8節 災害医療体制

<国指針の内容>

- 災害発生時に、災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り有効に使う必要があるとともに、平時から災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要不可欠。

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- 災害拠点病院等の機能強化
- 災害医療体制の構築
- 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備
- 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用
- ◆ 総医協救急医療専門委員会において協議

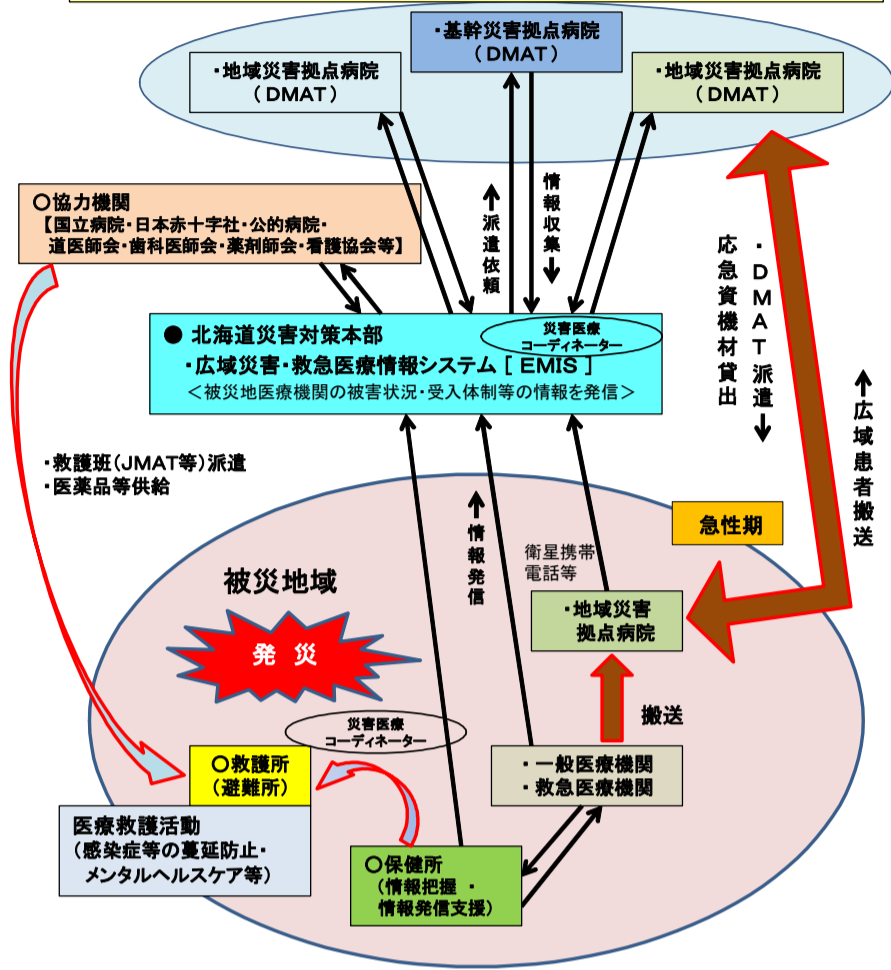
第8節 災害医療体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割

災害医療連携体制

(令和5年4月現在)

○災害時の医療機能(急性期) ・基幹災害拠点病院【札幌医科大学附属病院】 ・地域災害拠点病院【各第二次医療圏に33施設】 ・DMAT指定医療機関【全道に37施設】	※災害拠点病院の機能 ・傷病者等の受入・搬出等、広域搬送対応 ・応急資機材の貸出機能 ・DMATの派遣機能 など
○広域患者搬送 ・消防防災ヘリ等【道防災航空室、札幌市消防局、自衛隊、海上保安庁、道警】 ・ドクターヘリ【道央、道北、道東、道南ドヘリ】	



第9節 新興感染症発生・まん延時における医療体制

<国指針の内容>

- 入院、外来診療、自宅療養者等（居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者をいう。）への医療の提供、後方支援及び医療人材派遣に関する機能を記載。
- 感染症医療以外の通常医療との両立を図りつつ、機動的に入院等の医療提供体制が確保できるよう、平時から地域において必要な医療機関の機能や役割を確認し、それに応じた内容の医療措置協定を締結すること等を通じて医療提供体制の確保を図ることが重要。
- その際、対象とする感染症は新興感染症（感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症）を基本とし、新型コロナウイルス感染症への対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずは当該対応での最大規模の体制を目指すこととし、平時から対応準備を進めることで実効性を確保していくことが重要。

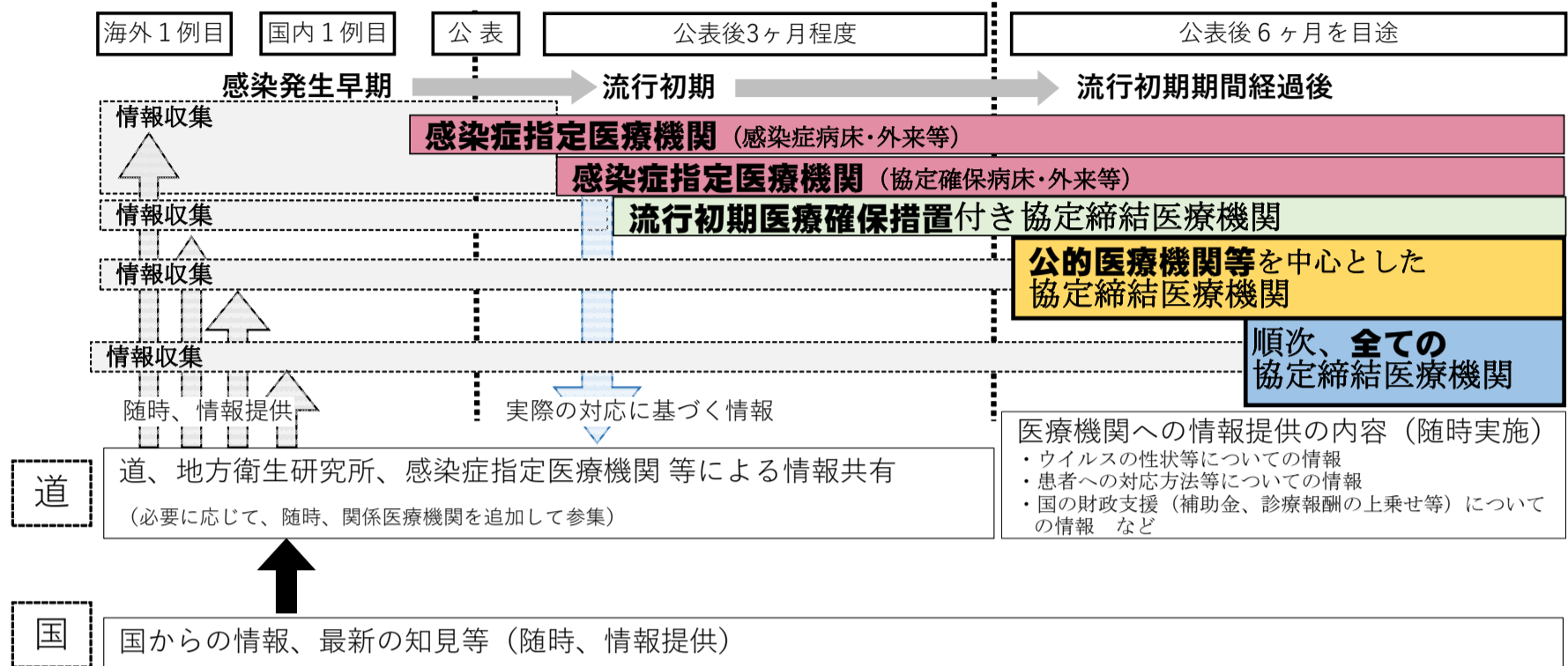
- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- 保健・医療提供体制に関する記載事項の充実

- 病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について、数値目標を記載
- ◆ 「北海道感染症対策連携協議会」等において協議

新興感染症発生・まん延時における医療体制



第10節 へき地医療体制

<国指針の内容>

- へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能について、オンライン診療の活用などによる強化が必要。
- へき地医療支援機構と地域医療支援センターとの連携が必要。

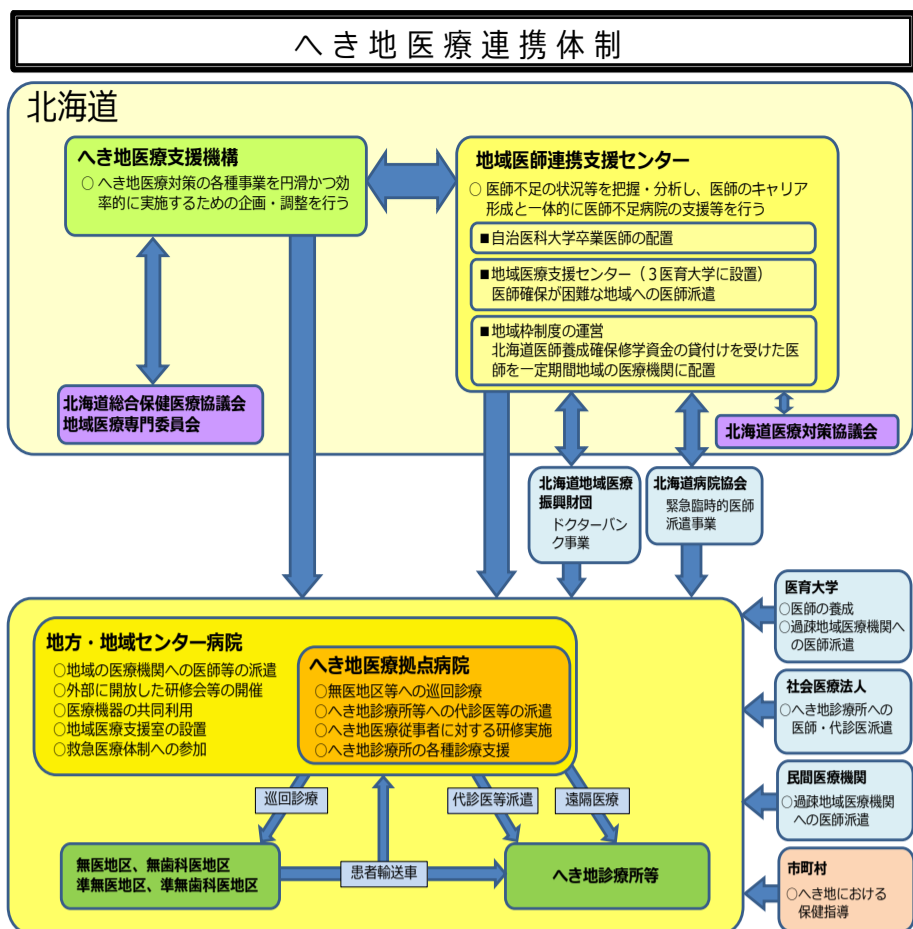
- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療機関等の具体的名称
- 7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 8 薬局の役割
- 9 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- へき地医療拠点病院からの代診医派遣等の機能強化
- へき地医療支援機構と地域医療支援センターの連携
- ◆ 総医協地域医療専門委員会において協議

第9節 へき地医療体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療機関等の具体的名称
- 7 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 8 薬局の役割
- 9 訪問看護ステーションの役割



第11節 周産期医療体制

<国指針の内容>

- 充実した周産期医療を提供するため、地域の実情に応じ、保健医療関係機関・団体の合意に基づきその基本的方向を定めた上で、周産期に係る保健医療の総合的なサービスを提供するものとしての整備が必要。
- 医療関係者等の協力の下に、限られた資源を有効に活かしながら、将来を見据えた周産期医療体制の整備を図ることにより、地域における周産期医療の適切な提供を図るもの。

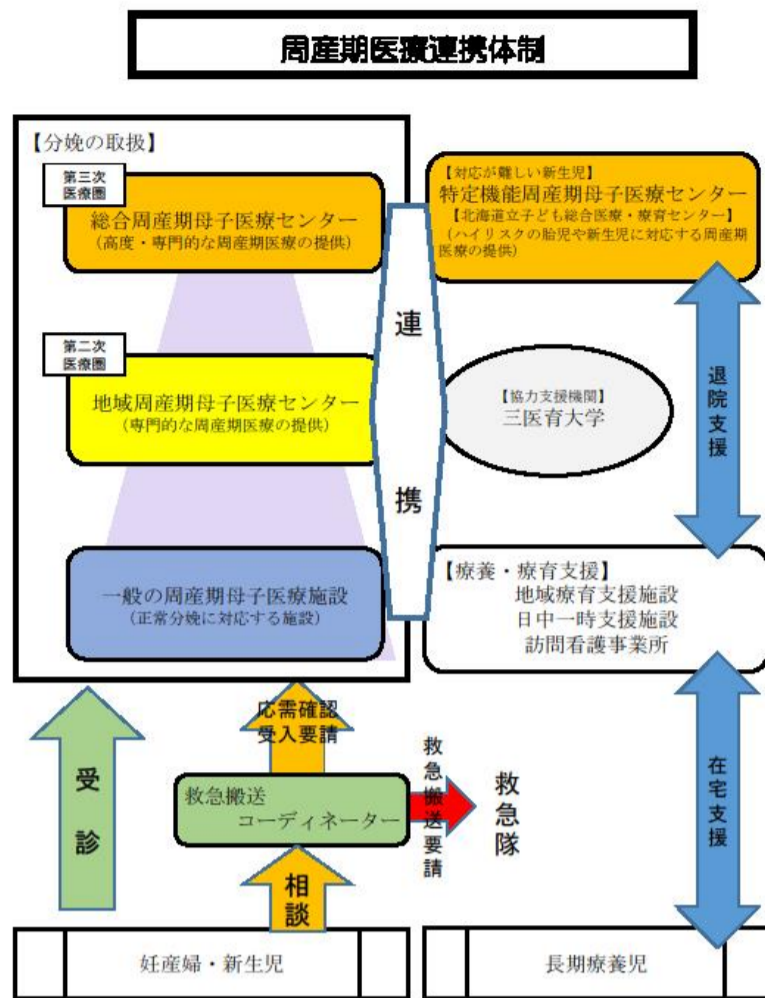
- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- ハイリスク妊産婦への支援
- NICU等長期入院児等の在宅ケアへの円滑な移行を支援
- 周産期における災害対策
- ◆ 総医協地域医療専門委員会周産期・小児医療検討委員会において協議

第10節 周産期医療体制

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割



第12節 小児医療体制（小児救急医療を含む）

<国指針の内容>

- 小児救急医療のみならず地域での一般の小児医療との連携も視野に入れながら小児の医療体制を構築することが必要。
- 全ての小児医療圏で小児救急医療を含めて常時小児の診療ができる体制を確保することが必要。

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- 医療的ケア児への支援
- 小児救急電話相談事業の推進
- ◆ 総医協地域医療専門委員会周産期・小児医療検討委員会において協議

第13節 在宅医療の提供体制

<国指針の内容>

- 各医療機能の目標達成に向け、自ら24時間対応の在宅医療を提供するとともに、ほかの医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での他職種連携の支援を行う病院・診療所を、「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」として医療計画に位置付けること。
また、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として医療計画に位置付けること。
- 在宅医療提供体制の構築のため、地域の実情に応じて圏域を設定すること。

第11節 小児医療体制（小児救急医療を含む）

- 1 現状
- 2 課題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割

第12節 在宅医療の提供体制

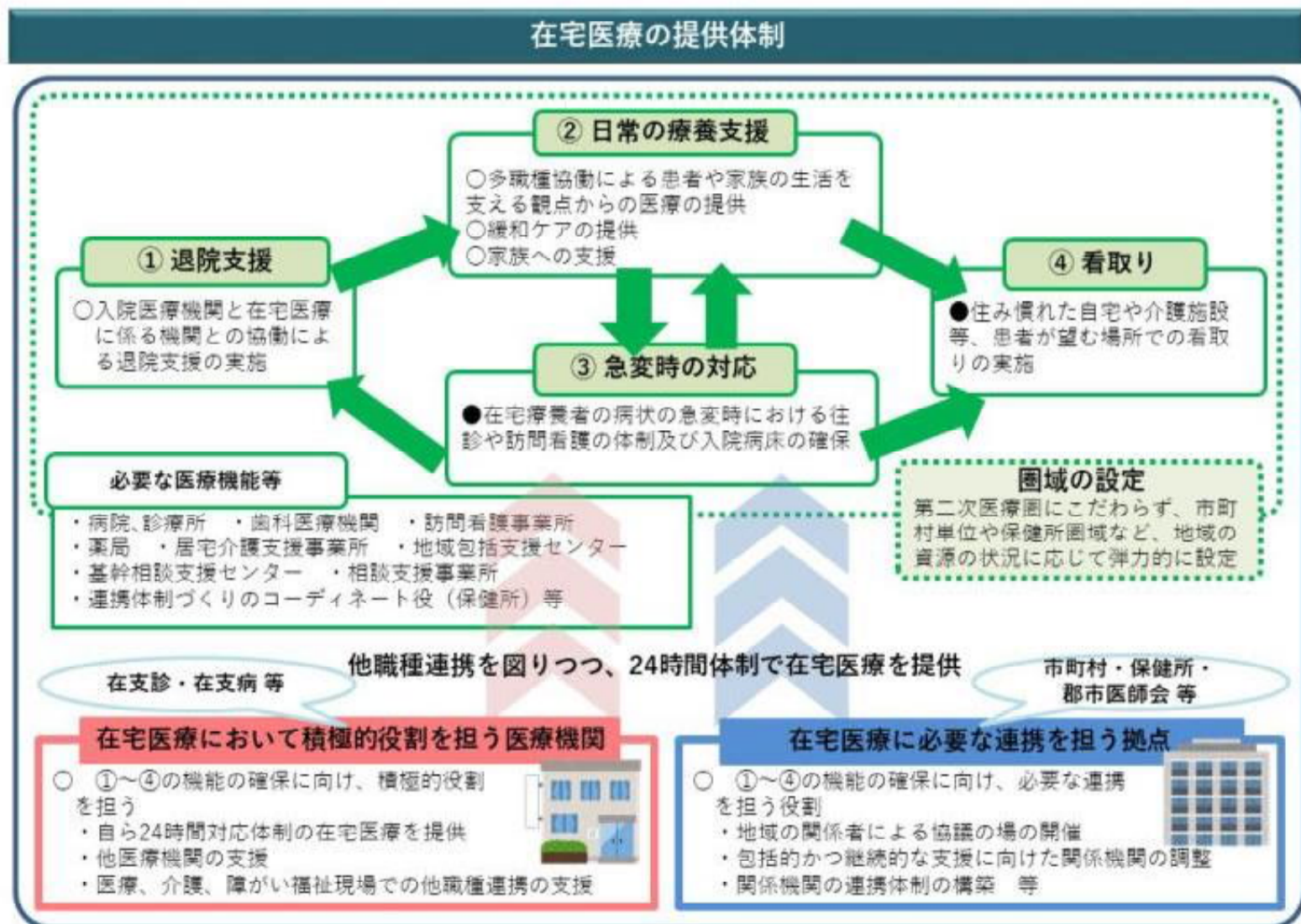
なお、「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を圏域内に少なくとも1つは設定すること。

- 1 現 状
- 2 課 題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護事業所の役割

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 疾病事業ごとに圏域・医療連携体制を検討協議
- 「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」
- ◆ 総医協地域医療専門委員会在宅医療小委員会において協議

- 1 現 状
- 2 課 題
- 3 必要な医療機能
- 4 数値目標等
- 5 数値目標等を達成するために必要な施策
- 6 医療連携圏域の設定
- 7 医療機関等の具体的名称
- 8 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割
- 9 薬局の役割
- 10 訪問看護ステーションの役割



第4章 地域保健医療対策の推進

- 第1節 感染症対策
 - 1 感染症対策
 - 2 結核対策
 - 3 エイズ対策
 - 4 ウイルス性肝炎（B型・C型）対策
- 第2節 臓器等移植医療対策
 - 1 臓器移植
 - 2 骨髄及びさい帯血移植
- 第3節 難病対策
- 第4節 アレルギー疾患対策
- 第5節 慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策

<国指針の内容>

- 都道府県の取組
- 相談等の連絡先

第4章 地域保健医療対策の推進

- 第1節 感染症対策
 - 1 感染症対策
 - 2 結核対策
 - 3 エイズ対策
 - 4 ウイルス性肝炎（B型・C型）対策
- 第2節 臓器等移植対策
 - 1 臓器移植
 - 2 骨髄及びさい帯血移植
- 第3節 難病対策
- 第4節 アレルギー対策

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 本道の喫煙率は全国と比べ過去から高く、長期的な喫煙による健康への影響と高齢化によって、今後、さらに罹患率や死亡率の増加が続くと予想され、また、COPDが肺の炎症性疾患であることが道民に十分に認知されていないことから、COPDに関するより一層の知識の普及が必要。
- COPDの発症予防と進行の防止は禁煙によって可能であり、早期禁煙は有効性が高いため、禁煙を支援する環境づくりが大切。
- ◆ 道民の健康づくり推進協議会において協議。

第6節 慢性腎臓病（CKD）対策

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 道の取組
- ◆ 総医協地域保健専門委員会糖尿病対策小委員会（慢性腎臓病対策連絡会議）において協議

第7節 歯科保健医療対策

- 1 地域歯科保健医療
- 2 障がい者歯科保健医療
- 3 離島・へき地における歯科保健医療
- 4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

第8節 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

第5節 歯科保健医療対策

- 1 地域歯科保健医療
- 2 障がい者歯科保健医療
- 3 離島・へき地における歯科保健医療
- 4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

第6節 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策

第5章 医療の安全確保と医療サービスの向上

- 第1節 医療安全対策
- 第2節 医療情報の提供
- 第3節 医療機関相互の役割分担と広域連携の推進
 - 1 地方・地域センター病院等の機能の充実
 - 2 地域医療支援病院の整備
 - 3 地域連携クリティカルパスの普及
- 第4節 医療に関する情報化の推進
 - 1 電子カルテ等医療情報の電子化の推進
 - 2 情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の促進
 - 3 遠隔医療システムの導入促進
 - 4 医療情報システムの充実
- 第5節 医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備
 - 1 医薬品の適正使用の推進
 - 2 医薬品等の供給体制の整備
- 第6節 血液確保対策

第5章 医療の安全確保と医療サービスの向上

- 第1節 医療安全対策
- 第2節 医療情報の提供
- 第3節 医療機関相互の役割分担と広域連携の推進
 - 1 地方・地域センター病院等の機能の充実
 - 2 地域医療支援病院の整備
 - 3 地域連携クリティカルパスの普及
- 第4節 医療に関する情報化の推進
 - 1 電子カルテ等医療情報の電子化の推進
 - 2 情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の促進
 - 3 遠隔医療システムの導入促進
 - 4 医療情報システムの充実
- 第5節 医薬品の適正使用の推進と供給体制の整備
 - 1 医薬品の適正使用の推進
 - 2 医薬品等の供給体制の整備
- 第6節 血液確保対策

第6章 医師の確保

<国指針の内容>

- 医師の確保については、医師確保計画策定ガイドラインを踏まえて計画の策定及び実施を行うこと。

（別冊）

第7章 医療従事者（医師を除く）の確保

第1節 趣旨

<国指針の内容>

医師及び医療従事者の確保に関する事項については、医療連携体制を構築する取組自体が偏在解消への対策になること、地域医療構想における医療機関の再編・統合等の方針によっても地域でどの程度医

第6章 医師など医療従事者の確保

第1節 趣旨

師及び医療従事者を確保すべきかが左右されること及び都道府県が中心となって医師を地域の医療機関へ派遣する仕組みの再構築が求められていることを踏まえ、法第30条の23第1項に基づく医療従事者の確保に関する事項に関し、必要な施策を定めるための協議会（地域医療対策協議会）を開催し、当該協議会において決定した具体的な施策を記載。

【医療従事者の現状及び目標】

歯科医師、薬師、看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）、その他の保険医療従事者（診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士・作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士等）、介護サービス従事者

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 生産年齢人口が減少する局面において、医療従事者を確保するための考え方等を総論として記載

（削除）

第2節 歯科医師及び歯科衛生士等

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 歯科医師・歯科衛生士、歯科技工士の確保及び資質向上等について記載
- ◆ 北海道歯科医師会と協議

第3節 薬剤師

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 薬剤師の確保及び資質向上等について記載
- ◆ 北海道薬剤師確保対策検討会にて協議

第4節 看護職員

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 「新規養成」、「就業定着」、「再就業促進」、「質の向上」、「地域偏在の解消」の5つの柱に沿った取組について記載。また、訪問看護に従事する看護職員の確保策及び特定行為研修の体制の整備等について記載。
- ◆ 総医協地域医療専門委員会看護対策小委員会において記載内容を協議

第5節 その他医療従事者

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 地域医療構想の推進や地域包括ケアの構築に向けて必要となる、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士（管理栄養士を含む）等の確保等について記載

第6節 医療従事者の勤務環境改善

<道計画記載予定の内容（ポイント）>

- 道において設置している「北海道医療勤務環境改善支援センター」の取組等を記載

第2節 医師

第3節 歯科医師及び歯科衛生士

第4節 薬剤師

第5節 看護職員

第6節 その他医療従事者

第7節 医療従事者の勤務環境改善

第8章 外来医療に係る医療提供体制の確保

<国指針の内容>

- 外来医療計画の策定並びに地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携に

（別冊）

<p>当たっては、外来医療に係る外来医療提供体制の確保に関するガイドラインを踏まえること。</p>	
<p>第9章 計画の推進と評価 第1節 計画の周知と医療機能情報の公表 第2節 計画を評価するための目標 第3節 計画の推進方策 1 目標達成のための推進体制と関係者の役割 2 計画の進行管理</p>	<p>第7章 計画の推進と評価 第1節 計画の周知と医療機能情報の公表 第2節 計画を評価するための目標 第3節 計画の推進方策 1 目標達成のための推進体制と関係者の役割 2 計画の進行管理</p>
<p>第10章 別表 ※5疾病・6事業及び在宅医療に係る指定施設等の一覧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>道計画記載予定の内容（ポイント）></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道ホームページにおいて随時更新。 ● 紹介受診重点医療機関を追加。 ● 冊子としての印刷は行わない。 </div>	<p>第8章 別表 ※指定施設等の一覧 ※5疾病・5事業及び在宅医療に係る指定施設等の一覧</p>
<p>第11章 資料編</p>	<p>第9章 資料編</p>